

横浜市特定教育・保育施設（幼稚園・認定こども園）預かり保育事業補助金交付要綱

制 定 平成 27 年 4 月 1 日 こ子第 50 号（副市長決裁）
最近改正 令和 8 年 3 月 22 日 こ保運第 1395 号（局長決裁）

（目的）

- 第 1 条 この要綱は、横浜市特定教育・保育（幼稚園・認定こども園）預かり保育事業実施要綱（令和元年 9 月こ子第 714 号）（以下「実施要綱」という。）に基づき、横浜市私立幼稚園等預かり保育事業を実施する幼稚園・認定こども園に対する補助金の交付について、必要な手続きを定める。
- 2 補助金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成 17 年 11 月横浜市規則第 139 号（以下「補助金規則」という。））に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（用語の定義）

- 第 2 条 この要綱における用語の意義は、補助金規則及び実施要綱の例による。

（補助金交付の対象）

- 第 3 条 市長は、実施要綱に基づく横浜市預かり保育実施園の認定を受け当該事業を実施する設置者に対し、補助金を交付する。

（補助対象園児）

- 第 4 条 実施要綱第 2 条第 12 号に規定する保育を必要とする園児を補助対象園児とする。

（補助の種類及び対象経費）

- 第 5 条 補助の種類及び対象となる経費は、次の各号に定めるものとする。

（1）運営費補助

ア 経常費分

預かり保育の運営に要する経費

イ 個別支援分

障害児を保育するために必要な経費

ウ 延長保育分

延長保育の運営に要する経費

エ 長期休業期間分

春休み及び夏休み等期間中の預かり保育に伴う日中の運営に要する経費

（2）開設準備費補助

当該施設の開設に必要な修繕や備品の購入等に要する経費

（3）幼稚園型認定こども園移行整備費補助

幼稚園型認定こども園へ移行するにあたり、長時間保育の安全性を確保することを目的に、保育所の設備基準に準じた防災・防災対策等に要する経費

（4）通園バス購入等補助

運転手の確保を容易にし、送迎及びルート設定の利便性の向上を目的に、普通免許等により運転可能な通園バスの購入又は既存の通園バスの小型化等に要する経費

- 2 交際費、慶弔費、懇親会費並びに直接事業と関連のない修繕費、備品購入費及び食糧費等の経費については、本補助金の対象外とする。
- 3 第 5 条第 1 項第 4 号に規定する通園バス購入等補助は、予算の範囲内において実施するものとし、交付は年度を問わず 1 園につき 1 回限りとする。また、リース契約又はレンタル契約の場合は、初年度分に限り補助対象とし、契約日が属する月から当該年度の 3 月末までを補助対象期間とする。

(補助金の額)

第6条 前条の各号に定める補助金の額は別表1(1)、(2)及び(3)のとおりとし、交付額の算出方法は次のとおりとする。

(1) 運営費補助

経常費分、個別支援分、延長保育分及び長期休業期間分を合計した額とする。

ア 経常費分

補助対象園児1人当たりの補助額に同対象園児各々の数を乗じて得た額とする。

イ 個別支援分

補助対象園児1人当たりの補助額に同対象園児各々の数を乗じて得た額とする。

ウ 延長保育分

補助対象園児1人当たりの補助額に同対象園児各々の数を乗じて得た額とする。

エ 長期休業期間分

職員1人当たりの補助額に職員数及び預かり保育実施時間数を乗じて得た額とする。

(2) 開設準備費補助

1園当たりの補助額又は第10条第2項第5号による事業内訳書における経費のいずれか低い額とする。

(3) 幼稚園型認定こども園移行整備費補助

1園当たりの補助額又は第10条第2項第6号による幼稚園型認定こども園移行整備費補助内訳書における経費のいずれか低い方の額とする。

(4) 通園バス購入等補助

1園当たりの補助額又は、補助対象経費の2分の1のいずれか低い方の額とする。

(交付の申請)

第7条 補助金規則第5条第1項の規定により市長が定める補助金交付申請書の提出期限は、各年度の補助事業等の内容を考慮し、市長がその都度指定するものとする。

2 補助金規則第5条第1項の規定により補助金の交付を受けようとする設置者が提出する書類は、横浜市特定教育・保育施設(幼稚園・認定こども園)預かり保育事業補助金交付申請書(第1号様式)を用いなければならない。

3 補助金規則第5条第2項第1号に規定する事業計画書は、横浜市特定教育・保育施設(幼稚園・認定こども園)預かり保育事業補助金事業計画書(第2号様式)を用いなければならない。

4 補助金規則第5条第3項の規定により、市長が申請書に記載を省略させることができる記載は同条第1項第3号の記載とし、添付を省略させることができる書類は、同条第2項第2号、第3号及び第4号の書類とする。

5 この補助金の交付決定後の事情の変更により、内容を変更して再度交付申請を行う場合の手続には、横浜市特定教育・保育施設(幼稚園・認定こども園)預かり保育事業補助金変更交付申請書(第1号様式の2)を用いなければならない。

(交付決定通知)

第8条 補助金規則第6条第3項の規定による補助金を交付しない旨の決定通知は、横浜市特定教育・保育施設(幼稚園・認定こども園)預かり保育事業補助金不交付決定通知書(第3号様式)により行うものとする。

2 補助金規則第8条の規定による補助金交付決定通知は、横浜市特定教育・保育施設(幼稚園・認定こども園)預かり保育事業補助金交付決定通知書(第4号様式)により行うものとする。

3 前条第4項に定める変更交付申請に対する交付決定は、横浜市特定教育・保育施設(幼稚園・認定こども園)預かり保育事業補助金変更交付決定通知書(第4号様式の2)により行うものとする。

(申請の取下げ)

第9条 補助金規則第9条第1項の規定により市長が定める補助金交付申請の取下げの期日は、申請者が決定通知書の交付を受けた日の翌日から起算して10日以内の日とする。

(状況報告)

第10条 設置者は、毎月の事業の実施状況を、預かり保育が1か月を経過するごとに、横浜市特定教育・保育施設(幼稚園・認定こども園)預かり保育事業補助金月次状況報告書(第5号様式)により状況報告しなければならない。

2 前項に定める状況報告には、次の各号に定める書類を添えなければならない。

(1) 状況報告内訳書

ア 3～5歳児(第6号様式)

イ 満3歳児((第6号様式の2))

(2) 在園証明書兼特定子ども・子育て支援提供証明書(第7号様式)

(3) 在園児名簿

ア 3～5歳児

(ア)施設等利用給付認定2号該当者(3～5歳児)(第8号様式)

(イ)市型預かり保育利用要件対象者(3～5歳児)(第8号様式の2)

イ 満3歳児

(ア)施設等利用給付認定3号該当者(満3歳児)(第8号様式の3)

(イ)市型預かり保育利用要件対象者(満3歳児)(第8号様式の4)

(4) 長期休業期間分内訳書(第9号様式)

(5) 開設準備費補助内訳書(第10号様式)

(6) 幼稚園型認定こども園移行整備費補助内訳書(第11号様式)

3 前項第3号のア(イ)及びイ(イ)に定める在園児名簿には、保育を必要とする園児であることを証明できる書類を添えなければならない。

4 前項第3号のイ(イ)に定める在園児名簿には、利用料通知書の写しを添えなければならない。

5 第1項に定める状況報告において、第5条第1項第4号に規定する通園バス購入等補助を申請する場合は、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 車両を購入した場合は購入を証明する書類及び車検証その他車両情報を確認できる書類、又はリース契約若しくはレンタル契約により導入した場合は当該契約の締結を証明する書類

(2) 預かり保育の時間帯に送迎を実施する場合は、当該送迎の実施が確認できる書類

6 第5条第1項第4号に規定する通園バス購入等補助の申請にあたり、補助金規則第24条ただし書に規定する場合は、次のいずれかに該当するときとする。

(1) 市内事業者で取扱いがない場合

(2) 2人以上の市内事業者で取扱いがない場合

(3) 特殊な技術や経験、知識等を特に必要とするもので、市内事業者では目的の達成が行えない場合又は2人以上の事業者で取扱いがない場合

(実績報告)

第11条 補助金規則第14条第1項第1号により設置者は当該年度の補助事業等が完了したときに、速やかに横浜市特定教育・保育施設(幼稚園・認定こども園)預かり保育事業補助金実績報告書兼概算払金精算書(第12号様式)に実績明細書(第13号様式)を添えて市長に報告しなければならない。また、横浜市特定教育・保育施設(幼稚園・認定こども園)預かり保育事業補助金収支計算書(第14号様式)及び人件費の支出状況(第15号様式)を市長に報告しなければならない。

2 補助金規則第14条第1項第2号及び第3号の規定による書類の添付については省略できるものとする。

3 補助金規則第14条第5項第3号により補助金等の適正な執行が担保されていると市長が認める設置者は実施要綱第2条第6号に規定する預かり保育実施園の設置者とする。

4 第5条第1項第4号に規定する通園バス購入等補助を申請した場合には、支払いをしたことが確認

できる書類を添付しなければならない。

- 5 市長は、事業の効果検証のために、補助額の水準の妥当性等を確認するために必要な書類や、事業の成果を測る実績データについて、事業者に本市への提出を求めることができる。

（補助金額の確定通知）

- 第 12 条 補助金規則第 15 条の規定による補助金額確定の通知は、横浜市特定教育・保育施設（幼稚園・認定こども園）預かり保育事業補助金確定通知書（第 16 号様式）により行うものとする。

（補助金交付の時期の例外）

- 第 13 条 この補助金は、補助対象事業者の資金状況を安定させることにより補助事業の着実な実施を図るため、補助金規則第 17 条ただし書の規定により補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を交付することとし、原則として四半期ごとに概算払いにより交付する。

（補助金交付の請求）

- 第 14 条 補助金規則第 18 条第 1 項の規定による補助金の交付の請求は、横浜市特定教育・保育施設（幼稚園・認定こども園）預かり保育事業補助金兼施設等利用費請求書（第 17 号様式）により行わなければならない。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

- 第 15 条 設置者は、当該事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合、速やかに、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第 18 号様式）に必要な書類を添付し、市長へ提出しなければならない。なお、設置者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告に基づき報告を行わなければならない。

- 2 前項に定める報告を行った後、当該仕入控除税額を市に納付する。

（補助金に関する調査）

- 第 16 条 市長は、補助金の執行状況について必要があると認めるときは、設置者に対して報告を求め、又は職員をして調査させることができる。

（関係書類の保存期間）

- 第 17 条 補助金規則第 26 条の規定により市長が定める関係書類の保存期間は、5 年とする。

（保護者負担）

- 第 18 条 預かり保育にかかる保護者負担額は、別表 2（1）及び（2）のとおりとする。ただし、施設等利用給付認定 3 号該当者及び 3 歳児から 5 歳児の預かり保育の利用については、保護者負担額から当該事業における施設等利用費を除いた額を横浜市の負担とするため、設置者は、延長保育の保育時間に対する利用料及び延長保育の実施に伴うおやつ代及び給食費を除き、施設等利用給付認定 3 号該当者及び 3 歳児から 5 歳児の預かり保育利用者から保護者負担額を徴収することができない。

- 2 教材費及びおやつ代は、補助金に含まれているものとするため、保護者から徴収することは、原則として認めないこととする。

ただし、やむを得ない徴収金については、保護者の理解を得ることを前提に、経理内容の明確な処理及び結果の報告を要する。

（施設等利用費）

- 第 19 条 当該事業における施設等利用費の支給は、「横浜市における施設等利用費取扱要綱」（令和元年 9 月こ保運第 1997 号）第 2 条に基づき、当該事業の補助金交付手続きと併せて行う。

(委任)

第 20 条 この要綱に規定するもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、こども青少年局長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成 28 年 10 月 1 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 22 条第 1 項の規定については平成 28 年 4 月 1 日から適用し、第 22 条第 2 項については、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。ただし、第 22 号様式については、平成 30 年度分の実績報告から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和元年 10 月 1 日から施行し、令和元年 10 月 1 日以降の令和元年 10 月分の補助金請求に係るものから適用する。

(経過措置)

令和元年 9 月分までの請求及び支出に関しては、従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日以降の令和 2 年 4 月分の補助金請求に係るものから適用する。

(経過措置)

令和 2 年 3 月分までの請求及び支出に関しては、従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日以降の令和 3 年 4 月分の補助金請求に係るものから適用する。

(経過措置)

令和 3 年 3 月分までの請求及び支出に関しては、従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要綱は、決裁日から施行し、令和 4 年 4 月分の補助金請求に係るものから適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 5 年 2 月 24 日から施行し、令和 5 年度分の補助金請求に係るものから適用する。
(横浜市特定教育・保育施設（幼稚園・認定こども園）預かり保育事業（満 3 歳児）補助金交付要綱の廃止）
- 2 「横浜市特定教育・保育施設（幼稚園・認定こども園）預かり保育事業（満 3 歳児）補助金交付要綱」（令和元年 9 月 30 日こ子第 714 号）は、廃止する。ただし、令和 4 年度分以前の補助金請求に係

る事務については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要綱は令和5年12月20日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は令和6年2月29日から施行し、令和6年度分の補助金請求に係るものから適用する。ただし、第11条第1項の規定及び第12号様式については、令和5年度分の実績報告から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は令和6年11月22日から施行し、令和6年10月分の補助金請求に係るものから適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は令和7年2月21日から施行し、令和7年度分の補助金請求に係るものから適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は令和8年3月22日から施行し、令和8年度分の補助金請求に係るものから適用する。

(別表1)

(1) 補助金額

(単位：円)

開設準備費（開設時のみ、上限）			
施設類型	平日型	通常型	預かり保育開設に必要な修繕や備品の購入等に要する経費（年額）
	500,000	500,000	
運営費			
経常費	平日型	通常型	満3歳児非課税世帯（施設等利用給付認定3号該当者）及び、3～5歳児（園児1人当たり／月額） ※は有資格加算適用園 満3歳児課税世帯（市型預かり保育利用要件（満3歳児）対象者）は別表1（2）及び（3）参照
	29,000 ※ 31,100	32,800 ※ 35,500	
	上記の金額から施設等利用費を除いた額	上記の金額から施設等利用費を除いた額	
個別支援			
加配区分	平日型	通常型	満3～5歳児（園児1人当たり／月額） 加配区分は、「横浜市障害児等の保育・教育実施要綱」に定める加配基準に準じる。
A（1：1相当）	198,800	238,500	
B（2：1相当）	112,900	135,400	
C（3：1相当）	73,300	87,900	
個別支援児	60,300	72,300	
延長保育	1,700	1,700	満3～5歳児（園児1人当たり／月額）30分毎
長期休業期間	1,464	1,464	職員勤務1人当たり／時間
移行整備費（移行時のみ、上限）			
預かり保育	平日型	通常型	幼稚園型認定こども園へ移行する園の防災・防災対策等に要する経費（年額）
	500,000	500,000	
通園バス購入等補助（年度を問わず1園1回限り、上限）			
	1,000,000	1,000,000	普通免許等（※1）で運転可能な通園バスの購入又はリース・レンタルに要する経費（※2）（年額） ※1 大型免許を要する通園バスを使用している場合は、中型免許以下で運転可能なバスの購入又はリース・レンタルも対象とする。 ※2 初年度分に限り補助対象とし、契約日が属する月から当該年度の3月末までを補助対象期間とする。

(2) 経常費 (満3歳児、通常型)
園児1人当たり補助額 (月額)

(単位: 円)

階層		預かり保育基本単価			有資格者配置単価		
		第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降
A	生活保護世帯 市民税非課税世帯 (上記以外の世帯) 市民税均等割のみ	32,800	32,800	32,800	35,500	35,500	35,500
B	市民税所得割課税額 1円以上 77,100円以下	32,800	32,800	32,800	35,500	35,500	35,500
C	市民税所得割課税額 77,101円以上 102,600円以下	32,200	32,800	32,800	34,900	35,500	35,500
D	市民税所得割課税額 102,601円以上 169,000円以下	30,600	32,700	32,800	33,300	35,400	35,500
E	市民税所得割課税額 169,001円以上 228,900円以下	28,900	32,700	32,800	31,600	35,400	35,500
F	市民税所得割課税額 228,901円以上 282,700円以下	27,200	31,300	32,800	29,900	34,000	35,500
G	市民税所得割課税額 282,701円以上 335,800円以下	25,500	30,000	32,800	28,200	32,700	35,500
H	市民税所得割課税額 335,801円以上	23,800	28,300	32,800	26,500	31,000	35,500

(3) 経常費 (満3歳児、平日型)
園児1人当たり補助額 (月額)

(単位: 円)

階層		預かり保育基本単価			有資格者配置単価		
		第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降
A	生活保護世帯 市民税非課税世帯 (上記以外の世帯) 市民税均等割のみ	29,000	29,000	29,000	31,100	31,100	31,100
B	市民税所得割課税額 1円以上 77,100円以下	29,000	29,000	29,000	31,100	31,100	31,100
C	市民税所得割課税額 77,101円以上 102,600円以下	28,400	29,000	29,000	30,500	31,100	31,100
D	市民税所得割課税額 102,601円以上 169,000円以下	26,800	28,900	29,000	28,900	31,000	31,100
E	市民税所得割課税額 169,001円以上 228,900円以下	25,100	28,900	29,000	27,200	31,000	31,100
F	市民税所得割課税額 228,901円以上 282,700円以下	23,400	27,500	29,000	25,500	29,600	31,100
G	市民税所得割課税額 282,701円以上 335,800円以下	21,700	26,200	29,000	23,800	28,300	31,100
H	市民税所得割課税額 335,801円以上	20,000	24,500	29,000	22,100	26,600	31,100

(別表 2)

(1) 保護者負担額表

(単位：円)

	3～5歳児
預かり保育の利用要件(3～5歳)に該当する場合	11,300 (園児1人当たり／月額) ※令和8年10月以降は、12,300 (園児1人当たり／月額)
子ども・子育て支援法第30条の4第2号に該当する場合	11,300 (園児1人当たり／月額) ※令和8年10月以降は、12,300 (園児1人当たり／月額)
預かり保育の利用要件(満3歳児)に該当する場合	別表2(2)保護者負担額ガイドラインを上限とする。
子ども・子育て支援法第30条の4第3号に該当する場合	16,300 (園児1人当たり／月額) ※令和8年10月以降は、17,700 (園児1人当たり／月額)
延長保育の保育時間に対する利用料	延長保育を必要とする園児 上限1,700 (園児1人当たり／月額) 30分毎
延長保育の実施に伴う間食費、給食費	間食費 上限2,500 (園児1人当たり／月額) 給食費 上限7,500 (園児1人当たり／月額)

(2) 満3歳児保護者負担額ガイドライン (園児1人当たり／月額)

(単位：円)

階層		きょうだい区分		
		第1子	第2子	第3子以降
A	生活保護世帯 市民税非課税世帯(上記以外の世帯) 市民税均等割のみ	0	0	0
B	市民税所得割課税額 1円以上77,100円以下	0	0	0
C	市民税所得割課税額 77,101円以上102,600円以下	600	0	0
D	市民税所得割課税額 102,601円以上169,000円以下	2,200	100	0
E	市民税所得割課税額 169,001円以上228,900円以下	3,900	100	0
F	市民税所得割課税額 228,901円以上282,700円以下	5,600	1,500	0
G	市民税所得割課税額 282,701円以上335,800円以下	7,300	2,800	0
H	市民税所得割課税額 335,801円以上	9,000	4,500	0

※教育課程に係る教育時間に要する保育料は含まない。

※上記の市民税所得割課税額の税率は6%

第1号様式（第7条第2項）

年 月 日

横 浜 市 長

所 在 地 _____
法 人 名 _____
代表者職氏名 _____

年度

横浜市特定教育・保育施設（幼稚園・認定こども園）預かり保育事業補助金
交 付 申 請 書

横浜市特定教育・保育施設（幼稚園・認定こども園）預かり保育事業補助金交付要綱に基づき補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

なお、預かり保育の実施につきましては、横浜市特定教育・保育施設（幼稚園・認定こども園）預かり保育事業実施要綱第5条の要件に基づき実施いたします。

補助金の交付にあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）、横浜市特定教育・保育施設（幼稚園・認定こども園）預かり保育事業実施要綱及び横浜市特定教育・保育施設（幼稚園・認定こども園）預かり保育事業補助金交付要綱を遵守します。

1 園名

2 補助金交付申請額

_____ 円

3 申請額算出内訳

横浜市特定教育・保育施設（幼稚園・認定こども園）預かり保育事業補助金事業
計画書（第2号様式）のとおりに

4 添付書類

事業計画書（第2号様式）

第1号様式の2（第7条第4項）

年 月 日

横 浜 市 長

所 在 地 _____
法 人 名 _____
代表者職氏名 _____

年度

横浜市特定教育・保育施設（幼稚園・認定こども園）預かり保育事業補助金
変 更 交 付 申 請 書

年 月 日に交付決定を受けた横浜市特定教育・保育施設（幼稚園・認定こども園）
預かり保育事業補助金の補助対象事業費に変更がありましたので、次のとおり申請します。

なお、預かり保育の実施につきましては、横浜市特定教育・保育施設（幼稚園・認定
こども園）預かり保育事業実施要綱第5条の要件に基づき実施いたします。

補助金の交付にあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜
市規則第139号）、横浜市特定教育・保育施設（幼稚園・認定こども園）預かり保育事業実
施要綱及び横浜市特定教育・保育施設（幼稚園・認定こども園）預かり保育事業補助金交付
要綱を遵守します。

1 園名

2 補助金交付申請額

_____ 円 （変更前： _____ 円）

3 変更が生じた理由

4 申請額算出内訳

横浜市特定教育・保育施設（幼稚園・認定こども園）預かり保育事業補助金事業
計画書（第2号様式）のとおりに算出

5 添付書類

事業計画書（第2号様式）

園名：

（金額単位：円）

補助金の種類		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
経常費分 (単価: 円)	利 用 人 数 ①												
	補助金申請額 ④ (①×単価－⑦)												
個別支援分 (単価: 円)	利 用 人 数 ②												
	補助金申請額 ⑤ (②×単価)												
延長保育分 (単価: 円)	利 用 人 数 ③												
	補助金申請額 ⑥ (③×単価)												
長期休業期間分 (単価: 円)	時 間 ④												
	補助金申請額 ① (④×単価)												
開設準備費分/幼稚園型認定こども園移行整備費分 (単価: 円)	計 画 額												
	補助金申請額 ⑤ (50万円上限)												
通園バス購入等補助 (単価: 円)	計 画 額												
	補助金申請額 ⑥ (100万円上限)												
月 別 補 助 金 申 請 額 (①+②+③+④+⑤+⑥)													
四 半 期 別 補 助 申 請 額		第 1 四半期			第 2 四半期			第 3 四半期			第 4 四半期		
		円			円			円			円		
年 間 補 助 金 申 請 額		円											

※各補助金の単価：見込最高額

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
施設等利用費 (利用料に対する無償化給付) (単価: 円)	施設等利用給付認定 2・3号該当者 利用日数 ⑤												
	施設等利用費申請額 (⑤×単価) ⑥												
四 半 期 別 申 請 額		第 1 四半期			第 2 四半期			第 3 四半期			第 4 四半期		
		円			円			円			円		
年 間 申 請 額		円											

四 半 期 別 申 請 額 （補助金＋施設等利用費）	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
	円	円	円	円
年 間 申 請 額	円			

第 号
年 月 日

（法 人 名）
（代表者職氏名）

様

横浜市長

年度

横浜市特定教育・保育施設（幼稚園・認定こども園）預かり保育事業補助金

不 交 付 決 定 通 知 書

先に申請のありました 年度分の補助金（ 月から 月分まで）について、次のとおり不交付とすることを決定しましたので、通知します。

1 園名

2 不交付の理由

（法 人 名）

（代表者職氏名）

様

横 浜 市 長

年度

横浜市特定教育・保育施設（幼稚園・認定こども園）預かり保育事業補助金

交 付 決 定 通 知 書

先に申請のありました 年度横浜市特定教育・保育施設（幼稚園・認定こども園）預かり保育事業補助金については、次のとおり条件をつけて交付することを決定しましたので、通知します。

1 園名

2 補助金交付決定額

_____ 円

〔内 訳〕

（1）経常費分

_____ 円

（2）個別支援分

_____ 円

（3）延長保育分

_____ 円

（4）長期休業期間分

_____ 円

（5）開設準備費分／幼稚園型認定こども園移行整備費分

_____ 円

（6）通園バス購入等補助

_____ 円

3 支払時期

横浜市特定教育・保育施設（幼稚園・認定こども園）預かり保育事業補助金交付要綱第13条に基づき、四半期ごとに概算払とします。

4 交付条件

- （1）横浜市補助金等の交付に関する規則第7条第1号から3号に定める条件を遵守してください。
- （2）その他、横浜市補助金等の交付に関する規則、横浜市特定教育・保育施設（幼稚園・認定こども園）預かり保育事業補助金交付要綱の定めに従ってください。
- （3）事業完了後、速やかに横浜市特定教育・保育施設（幼稚園・認定こども園）預かり保育事業補助金実績報告書（第12号様式）を提出してください。補助金申請額は、見込みに基づき交付決定額を算出していますので、実績報告書に基づいて補助金額を変更することがあります。その他、実績内容により、交付決定額を修正する必要があると認められる場合には、交付決定額を変更することがあります。
- （4）交付決定額を減額変更し、確定した場合において、確定した補助金額を支払済みの補助金額が上回るようになった場合には、当該余剰金を返還してください。
- （5）事業の効果検証のために、補助額の水準の妥当性等を確認するために必要な書類や、事業の成果を測る実績データの提出を求めることがあります。

第 年 月 日

（法人名）
（代表者職氏名）

様

横浜市 長

年度

横浜市特定教育・保育施設（幼稚園・認定こども園）預かり保育事業補助金
変更交付決定通知書

先に変更交付申請のありました 年度横浜市特定教育・保育施設（幼稚園・認定こども園）預かり保育事業補助金については、次のとおり交付額を変更し、条件をつけて交付することを決定しましたので、通知します。

1 園名

2 補助金変更交付決定額

_____ 円 （変更前： _____ 円）

〔内 訳〕

（1）経常費分

_____ 円

（2）個別支援分

_____ 円

（3）延長保育分

_____ 円

（4）長期休業期間分

_____ 円

（5）開設準備費分／幼稚園型認定こども園移行整備費分

_____ 円

（6）通園バス購入等補助

_____ 円

3 支払時期

横浜市特定教育・保育施設（幼稚園・認定こども園）預かり保育事業補助金交付要綱第13条に基づき、四半期ごとに概算払とします。

4 交付条件

- （1）横浜市補助金等の交付に関する規則第7条第1号から3号に定める条件を遵守してください。
- （2）その他、横浜市補助金等の交付に関する規則、横浜市特定教育・保育施設（幼稚園・認定こども園）預かり保育事業補助金交付要綱の定めに従ってください。
- （3）事業完了後、速やかに横浜市特定教育・保育施設（幼稚園・認定こども園）預かり保育事業補助金実績報告書（第12号様式）を提出してください。補助金申請額は、見込みに基づき交付決定額を算出していますので、実績報告書に基づいて補助金額を変更することがあります。その他、実績内容により、交付決定額を修正する必要があると認められる場合には、交付決定額を変更することがあります。
- （4）交付決定額を減額変更し、確定した場合において、確定した補助金額を支払済みの補助金額が上回ることとなった場合には、当該余剰金を返還してください。
- （5）事業の効果検証のために、補助額の水準の妥当性等を確認するために必要な書類や、事業の成果を測る実績データの提出を求めることがあります。

第5号様式（第10条第1項）

年 月 日

横 浜 市 長

所在地 _____
法人名 _____
代表者職氏名 _____

年度

横浜市特定教育・保育施設（幼稚園・認定こども園）預かり保育事業補助金
月次状況報告書（ 月分）

年 月 日 第 号をもって交付決定を受けました、横浜市特定教育・保育施設（幼稚園・認定こども園）預かり保育事業について、次のとおり状況報告します。

1 園名

2 報告額

円

(内訳)
補助金 円
施設等利用費 円

3 補助金額

(1) 交付決定 (a) 円
(2) 既報告額合計 (b) 円
(3) 差引残額 (c=a-b) 円
(4) 今回報告額 (d) 円
(5) 差 引 額 (e=c-d) 円

4 添付書類

添付する書類について（ ）内に○印をつけてください。

- () 状況報告内訳書（3～5歳児）（第6号様式）
() 状況報告内訳書（満3歳児）（第6号様式の2）
() 在園証明書兼特定子ども・子育て支援提供証明書（第7号様式）
() 在園児名簿（第8号様式、第8号様式の2、第8号様式の3、第8号様式の4）
() 長期休業期間分補助内訳書（第9号様式）・・・長期休業期間が含まれている場合に必要
() 開設準備費補助内訳書（第10号様式）
() 幼稚園型認定こども園移行整備費補助内訳書（第11号様式）
() その他、保育を必要とする証明書類(30条2号／3号認定を受けている者以外)

以下、通園バス購入等補助を申請の場合

- () 車両の購入を証明する書類、リース契約にかかる契約書、車検証その他車両情報を確認できる書類
() 送迎の実施が確認できる書類（預かり保育の時間帯に送迎を実施する場合）

年度
横浜市特定教育・保育施設（幼稚園・認定こども園）預かり保育事業補助金
状況報告内訳書（3～5歳児）（月分）

園名：

1 経常費分 （金額単位：円）

	利用者数				補助単価 ②	補助金額 (①×②-⑥)
	3歳児	4歳児	5歳児	計 ①		
計						

①

2 個別支援分 （金額単位：円）

加配区分	利用者数				補助単価 ④	補助金額 (③×④)
	3歳児	4歳児	5歳児	計 ③		
A（1：1相当）						
B（2：1相当）						
C（3：1相当）						
個別支援児						
計						

②

3 延長保育分（金額単位：円）

加配区分	利用者数				補助単価 ⑥	補助金額 (⑤×⑥)
	3歳児	4歳児	5歳児	計 ⑤		
午後7時まで						
午後7時半まで						
計						

③

4 長期休業期間分 （金額単位：円）

時間数合計 ⑦	補助単価 ⑧	補助金額 (⑦×⑧)

④

5 開設準備費分／幼稚園型認定こども園移行整備分（金額単位：円）

補助基準額 ⑨	実支出額 ⑩	補助額 (⑨と⑩を比較して低い方)

⑤

6 通園バス購入等補助（金額単位：円）

補助基準額 ⑪	実支出額 ⑫	補助額 (⑪と⑫を比較して低い方)

⑥

（金額単位：円）

補助金合計額（月分） (A+B+C+D+E+F)	
-----------------------------	--

（金額単位：円）

施設等利用費（月分）	
------------	--

⑦

第6号様式の2（第10条第2項第1号）

年度

横浜市特定教育・保育施設（幼稚園・認定こども園）預かり保育事業補助金

状 況 報 告 内 訳 書（満3歳児）（月分）

園名：

1 経常費分

（金額単位：円）

3号認定該当者	利用者数 ①	単価 ②	補助金額 (①×②－⑤)

④

階層		きょうだい区分	利用者数 ③	単価 ④	補助金額 (③×④)
A	生活保護世帯 市民税非課税世帯 （上記以外の世帯） 市民税均等割のみ	第1子			
		第2子			
		第3子以降			
B	市民税所得割課税額 1円以上～77,100円以下	第1子			
		第2子			
		第3子以降			
C	77,101円以上～102,600円以下	第1子			
		第2子			
		第3子以降			
D	102,601円以上～169,000円以下	第1子			
		第2子			
		第3子以降			
E	169,001円以上～228,900円以下	第1子			
		第2子			
		第3子以降			
F	228,901円以上～282,700円以下	第1子			
		第2子			
		第3子以降			
G	282,701円以上～335,800円以下	第1子			
		第2子			
		第3子以降			
H	335,801円以上	第1子			
		第2子			
		第3子以降			
	計				

⑤

2 個別支援分

(金額単位：円)

加配区分	利用者数 ⑤	補助単価 ⑥	補助金額 (⑤×⑥)
A (1 : 1 相当)			
B (2 : 1 相当)			
C (3 : 1 相当)			
個別支援児			
計			③

3 延長保育分

(金額単位：円)

加配区分	利用者数 ⑦	補助単価 ⑧	補助金額 (⑦×⑧)
午後7時まで			
午後7時半まで			
計			④

(金額単位：円)

補助金合計額 (月分) (③+④+⑤+⑥)	
---------------------------	--

(金額単位：円)

施設等利用費 (月分)	⑤
--------------	---

第 7 号様式（第10条第 2 項第 2 号）

年 月 日

横 浜 市 長

所在地 _____
法人名 _____
代表者職氏名 _____
園名 _____

年度

横浜市特定教育・保育施設（幼稚園・認定こども園）預かり保育事業補助金
在園証明書兼特定子ども・子育て支援提供証明書
（ 年 月分）

在園児名簿（第 8 号様式、第 8 号様式の 2、第 8 号様式の 3、第 8 号様式の 4）に記載のある園児は、当施設に在園し、そのうち在園児名簿（第 8 号様式、第 8 号様式の 3）に記載のある園児においては、下記の実施内容の通りに利用者へ特定子ども・子育て支援（預かり保育）を提供したことを証明します。

提供時間帯： _____ から _____ まで

年度

横浜市特定教育・保育施設（幼稚園・認定こども園）預かり保育事業補助金及び施設等利用費

在 園 児 名 簿【施設等利用給付認定2号（3～5歳児）該当者】（月極め分 月分）

園名：

[illegible]

利用料：

月

第8号様式の2(第10条第2項第3号)

年度

横浜市特定教育・保育施設（幼稚園・認定こども園）預かり保育事業補助金

在 園 児 名 簿【市型預かり保育利用要件(3～5歳児)対象者】 (月極め分 月分)

園名：

[illegible]

※ 該当区分欄には、保育を必要とする理由について、下記より該当する番号を記入してください。

①就労 ②出産等 ③疾病等 ④病人の介護等 ⑤家庭の災害 ⑥求職活動 ⑦就学 ⑧その他

※ 該当区分が「⑧その他」である場合は、備考欄に具体的理由を記入してください。

※ 一人親世帯で、就業(予定)証明書が1枚のみ提出の園児は、備考欄にその旨記入してください。

横浜市特定教育・保育施設（幼稚園・認定こども園）預かり保育事業補助金及び施設等利用費

在 園 児 名 簿 【施設等利用給付認定3号（満3歳児）該当者】（月極め分 月分）

園名：

[illegible]

利用料：

月

在 園 児 名 簿【市型預かり保育利用要件(満3歳児)対象者】 (月極め分 月分)

園名：

[illegible]

①就労 ②出産等 ③疾病等 ④病人の介護等 ⑤家庭の災害 ⑥求職活動 ⑦就学 ⑧その他

※ 該当区分が「⑧その他」である場合は、備考欄に具体的理由を記入してください。

※ 一人親世帯で、就業（予定）証明書が1枚のみ提出の園児は、備考欄にその旨記入してください。

年度

横浜市特定教育・保育施設（幼稚園・認定こども園）預かり保育事業補助金

長期休業期間分内訳書（ 月分）

園名： _____

月 / 日（曜日）	勤 務 時 間	従事職員数	時 間 数	従事職員氏名
/ （ ）	～		時間	
/ （ ）	～		時間	
/ （ ）	～		時間	
/ （ ）	～		時間	
/ （ ）	～		時間	
/ （ ）	～		時間	
/ （ ）	～		時間	
/ （ ）	～		時間	
/ （ ）	～		時間	
/ （ ）	～		時間	
/ （ ）	～		時間	
/ （ ）	～		時間	
/ （ ）	～		時間	
/ （ ）	～		時間	
/ （ ）	～		時間	
/ （ ）	～		時間	
/ （ ）	～		時間	
/ （ ）	～		時間	
/ （ ）	～		時間	
/ （ ）	～		時間	
/ （ ）	～		時間	
/ （ ）	～		時間	
/ （ ）	～		時間	
/ （ ）	～		時間	
/ （ ）	～		時間	
合 計 時 間 数		時間		
補 助 金 額		円		
【合計時間数】×補助単価 1,464円				

※ 長期休業期間中の教育課程に係る教育時間相当が対象になります。

※ 公定価格、向上支援費における基本分や加算対象の職員及び一時預かり保育の専任担当は、長期休業期間分の請求対象とすることができません。

年度

横浜市特定教育・保育施設（幼稚園・認定こども園）預かり保育事業補助金
開設準備費補助内訳書

園名：

[illegible]

年度

横浜市特定教育・保育施設（幼稚園・認定こども園）預かり保育事業補助金
幼稚園型認定こども園移行整備費補助内訳書

園名： _____

[illegible]

年 月 日

横 浜 市 長

所在地 _____
法人名 _____
代表者職氏名 _____

年度
横浜市特定教育・保育施設（幼稚園・認定こども園）預かり保育事業補助金
実 績 報 告 書 兼 概 算 払 金 精 算 書

年度に交付を受けた横浜市特定教育・保育施設（幼稚園・認定こども園）預かり保育事業補助金について、横浜市特定教育・保育施設（幼稚園・認定こども園）預かり保育事業補助金交付要綱に基づき、関係書類を添えて次のとおり報告します。

1 園名

2 補助金額

円			
概算払金受領額	円		
（1）受領年月日	年	月	日
	年	月	日
	年	月	日
	年	月	日
（2）概算払金執行額	円		
（3）差引残額	円		

3 施設等利用費

円			
概算払金受領額	円		
（1）受領年月日	年	月	日
	年	月	日
	年	月	日
	年	月	日
（2）概算払金執行額	円		
（3）差引残額	円		

4 添付書類

実績明細書（第13号様式）

年度
横浜市特定教育・保育施設（幼稚園・認定こども園）預かり保育事業補助金
実績明細書（年間）

園名： _____

1 経常費分（金額単位：円）

補助金額 (年間)	
--------------	--

 ①

<利用者数内訳>

クラス年齢別	利用者数（延べ人数）				計
	満3歳児	3歳児	4歳児	5歳児	

2 個別支援分（金額単位：円）

補助金額 (年間)	
--------------	--

 ②

<利用者数内訳>

加配区分	利用者数（延べ人数）				計
	満3歳児	3歳児	4歳児	5歳児	
A（1：1相当）					
B（2：1相当）					
C（3：1相当）					
個別支援児					
計					

3 延長保育分（金額単位：円）

--

 ③

4 長期休業期間分（金額単位：円）

--

 ④

時間数 (延べ時間)	
---------------	--

5 開設準備費分／幼稚園型認定こども園移行整備分（金額単位：円）

補助基準額 ①	実支出額 ②	補助額 (①と②を比較して低い方)

 ⑤

6 通園バス購入等補助（金額単位：円）

補助基準額 ③	実支出額 ④	補助額 (③と④を比較して低い方)

 ⑥

補助金合計額（年間） (①+②+③+④+⑤+⑥)	
-----------------------------	--

年度
横浜市特定教育・保育施設（幼稚園・認定こども園）預かり保育事業補助金
収 支 計 算 書

園名： _____

収 入		支 出	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 横浜市補助金収入	円	I 人件費	円
		1 本棒	円
		2 諸手当	円
		3 社会保険等	円
		4 退職共済	円
		5 パート人件費	円
II 施設等利用費収入	円	II おやつ代	円
		III 教材費	円
III その他	円	IV その他	円
_____	円	_____	円
_____	円	_____	円
_____	円	_____	円
_____	円	_____	円
_____	円	_____	円
合 計	円	合 計	円

注1) 収入金額と支出金額を一致させてください。

注2) 横浜市補助金収入金額は、第13号様式の補助金合計額（年間）と一致させてください。

注3) 人件費の金額は第15号様式の金額と一致させてください。

第15号様式（第11条第1項第3号）

年度

横浜市特定教育・保育施設（幼稚園・認定こども園）預かり保育事業補助金

人件費の支出状況

園名:

(金額単位:円)

[illegible]

第 号
年 月 日

（法 人 名）
（代表者職氏名） 様

横浜市長

年度
横浜市特定教育・保育施設（幼稚園・認定こども園）預かり保育事業補助金
確 定 通 知 書

年 月 日 第 号により交付決定した 年度横浜市特定教育・保育施設（幼稚園・認定こども園）預かり保育事業補助金については、 年度横浜市特定教育・保育施設（幼稚園・認定こども園）預かり保育事業補助金実績報告書に基づき、交付額を次のとおり確定したので通知します。

1 園名

2 交付確定額

_____ 円

〔内 訳〕

（1）経常費分

_____ 円

（2）個別支援分

_____ 円

（3）延長保育分

_____ 円

（4）長期休業期間分

_____ 円

（5）開設準備費分／幼稚園型認定こども園移行整備費分

_____ 円

（6）通園バス購入等補助

_____ 円

年度横浜市特定教育・保育施設（幼稚園・認定こども園）
預かり保育事業補助金兼施設等利用費

請 求 書

年 月 日

横 浜 市 長

所 在 地 _____
法 人 名 _____
代 表 者 職 氏 名 _____ ㊞
(園 名) _____

年度横浜市特定教育・保育施設（幼稚園・認定こども園）預かり保育事業補助金及
び施設等利用費として、下記のとおり請求します。

¥ _____ . _

請求内訳

- 1 横浜市特定教育・保育施設（幼稚園・認定こども園）預かり保育事業補助金 ¥ _____ . _
- 2 施設等利用費 ¥ _____ . _

振込先金融機関

銀 行 名	
支 店 名	
口 座 の 種 類	
口 座 番 号	
口座名義人（カナ）	

本件振込みについては上記名義人宛振込願います。

法 人 名 _____
代 表 者 職 氏 名 _____ ㊞

（留意事項）請求委任や受領委任を行わない場合は請求書の押印を省略できます。

年 月 日

横 浜 市 長

法人所在地 _____
法 人 名 _____
代表者職氏名 _____
園 名 _____

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

先に交付決定を受けた、 年度横浜市特定教育・保育施設（幼稚園・認定こども園）預かり保育事業補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、下記のとおり報告します。

- 1 横浜市特定教育・保育施設（幼稚園・認定こども園）預かり保育事業補助金交付要綱第12条に基づく額の確定額

_____ 円

- 2 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

_____ 円

- 3 添付書類

- (1) 積算内訳報告書
(2) 課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写）
(3) 課税売上割合、控除対象仕入税額等の計算表（写）